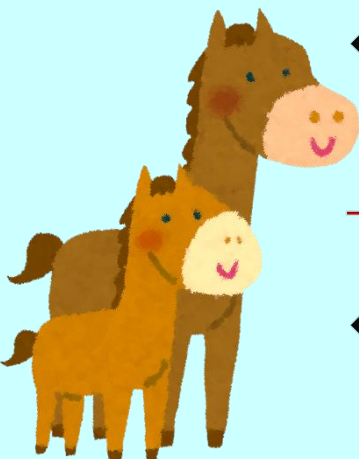


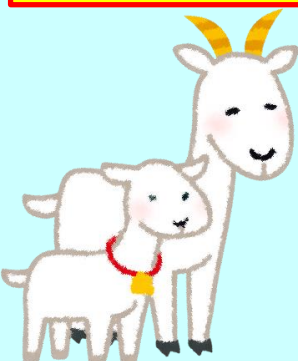
# 馬、めん羊、山羊などの飼養衛生管理基準



- ◆馬、めん羊、山羊などの家畜の伝染性疾病の発生を予防するための基準、**「飼養衛生管理基準」**が法律で定められています。
- ◆飼養者の皆様は、日頃から**この基準を遵守**していただき、これら家畜の健康を守る責務があります。

**遵守すべき基準**は以下の項目となります。  
基準が守られているか定期的に点検をお願いします。

- 家畜の伝染病に関する情報収集
- 衛生管理区域の境界を明確化
- 衣類・靴・飼養器具、野生動物等を介しての病原体の侵入防止
- 定期的な畜舎、畜房の清掃・消毒
- 家畜の健康観察
- 来場者の記録を作成・保管



- ◆飼養者の皆様には、令和7年2月1日現在に飼養している家畜の頭数を報告（定期報告）する必要があります。
- ◆飼養衛生管理マニュアルに則して飼養管理をする必要があります。